

定 款

ミナトホールディングス株式会社

最終改定日 2025年6月27日

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ミナトホールディングス株式会社と称し、英文では、MINATO HOLDINGS INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 電子機器・通信機器・エネルギー関連機器の開発・製造・販売・保守
2. 電子通信及び電気通信関連の事業
3. ソフトウェア・ITシステム・インターネット関連サービスの開発・運用・保守
4. コンテンツ・メディア・サイネージ・音声映像関連の企画・制作・販売
5. 広告・印刷・出版・販売促進・市場調査・コンサルティング事業
6. 人材派遣・IT技術者派遣・教育訓練サービス
7. 投資・金融商品取引・金融・企業戦略・M&Aに関する事業
8. 通信販売業務
9. 特許権・知的財産権の保有・運用
10. 農業・食品・飲食事業
11. 建設・設備・空間デザイン・家具関連事業
12. 不動産及び動産の売買・賃貸・管理
13. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,880万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第 9 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(定員)

第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。
- ③ 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ④ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- ⑤ 補欠者の予選の効力は、当該選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠または増員により選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。

③ 当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当会社を代表する取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会の決議によって選定する。

② 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より 3 日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めがあるものを除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 30 条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会規則)

第 31 条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 32 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 34 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 36 条 当会社の期末の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 37 条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第 38 条 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 前項の未払いの剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 2023年 6 月開催の第67回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
2. 2023年 6 月開催の第67回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。